

□京都における憲法運動の更なる発展のために（第二次案）

これまで、憲法署名京都実行委員会の全体会において、その組織的発展の方向を検討してまいりました。そして、京都における憲法運動の更なる発展をめざして、以下の第二次案の内容の新しい運動の展開と組織の結成をめざすことになりました。この第二次案をたたき台にして皆さんのご意見と討議に基づいて更に深め、最終案を作成していきたく存じます。

◇運動の目標・一致点

憲法改正国民投票法が成立した新たな情勢を踏まえ、憲法9条の改「正」案を発議させない国民的世論をつくることをめざし、仮に発議されても国民過半数の9条支持によってこれを阻止することを運動の目標にします。

この運動の目標で一致できる全ての個人、団体、グループと連携、協力していきます。

◇活動の具体的課題

①市民との対話を推し進める活動に取り組みます

対話を推し進めることが大事であり、そのためのツールとして、例えばこれまでのような憲法署名やアピールを活用したり、様々なグッズ等を工夫します。

地域の人たちや年齢の若い層の人たちの意見等も取り入れていきます。

②9条の明文改悪を許さない憲法署名を集める活動に取り組みます

国民過半数の9条支持をはかる一つの指標として、また、これまでの憲法署名過半数獲得運動の延長、発展として、憲法署名を集めます。

継続的かつ象徴的な運動としての毎月9日の街頭署名活動を継続し、広げていきます。

憲法署名活動の経験を交流し、教訓化しながら、取り組みを広げていきます。

③憲法9条を選び直すための学習を進める活動に取り組みます

これまで政府が憲法教育を意図的に怠ってきたことを批判し、あらためて私たち自身が憲法9条の価値を自らのものにしていくことが大切であり、学びの場を提供し続けます。

憲法学習会の講師のできる人たちをふやして講師派遣ができるようにします。

④節目となる5月3日、11月3日の各憲法集会を担っていきます

憲法記念日などの節目には、規模の大きな、幅の広い憲法集会を企画し、遂行します。

憲法集会を実行する具体的な組織としては、いつでも、誰でも、平等の立場で参加できる形式を工夫します。

⑤運動の経験を交流しあい、新しい取り組みを展望できる機会を提供します

これまで取り組まれてきた「守ろう！憲法9条〇／〇交流会」のような運動の交流会を定期的開催します。

京都全体の交流会や地域ごとの交流会等、参加しやすく、今後の活動の参考になるとともに元気のでる交流会をめざします。

⑥連携、協力することでより多くの人たちの目に見えるような活動に取り組みます

例えば、9の日一斉宣伝行動や九条通一斉宣伝行動、憲法キャラバン、統一ポスター、統一ステッカー、統一チラシ、憲法グッズ等に取り組みます。

⑦憲法をめぐる情勢や運動に関わる有益な情報を収集し、発信しつづけます

HPを充実させます。

ニュースを発行します。

◇新しい組織のイメージ

①憲法9条を支持し、その改悪を許さないという運動の目標で一致することのできる様々な個人、団体、グループが参加する、広範な人たちのネットワーク組織です。

これまでと同様に東京の「九条の会」とも連携、協力していきます。

可能な限り、他府県の組織とも連携、協力していきます。

②個人、団体、グループ間のゆるやかな連携、協力関係を保ちながら、運動の目標に向けた共同の取り組みを提案し、実行し、お互いに支え合う組織です。

③次の原則に基づいて運営していきます。

- i) 個人、団体、グループの自主性を尊重します。
- ii) 参加する個人、団体、グループはお互いに誹謗中傷をしません。
- iii) 非暴力を徹底します。
- iv) 合意事項を守ります。
- v) 参加する個人、団体、グループの関係は対等平等です。

◇新しい組織の規約

①名称

憲法 9 条京都の会

②会員

本会の会員は、本会結成の呼びかけに賛同し、会員になることを承認する個人、団体、グループです。

③全体会

全体会は、全ての会員によって構成され、本会の組織、運動及び財政の基本事項を討議し、決定するとともに会員相互の運動を交流しあう機会とします。
全体会は年に 1 回開催することとし、必要に応じて随時開催します。

④世話人会

世話人会は、全体会で選出された世話人によって構成され、本会の目的及び全体会の決定に基づいて、本会の基本方針を決定します。
世話人会は、世話人の中から複数名の代表世話人を選出します。
世話人会は、その下に事務局を置きます。

⑤本会の代表

代表世話人が本会を代表します。

⑥事務局

事務局は、世話人会が選出する事務局員によって構成され、本会の基本方針に基づいて日常的な事務を担います。
世話人と事務局員は兼任することができます。
事務局は、事務局員の中から事務局長 1 名、事務局次長複数名を選出することができます。
事務局は、日常的な事務の遂行のために、専従を置くことができます。

⑦連絡先

本会の連絡先は、京都市〇〇区〇〇〇〇〇とします。

⑧財政

本会の財政は、賛同金と事業収入とカンパでまかないます。
参考 賛同金年間一口 1 0 0 0 円 (個人・団体・グループともに)
賛同金と事業収入とカンパで年間 1 0 0 0 万円の予算
事務経費人件費 4 0 0 万円 宣伝広報活動費 6 0 0 万円

□新しい組織の発足のために

①準備会

憲法 9 条京都の会が発足するまでは、同会の準備会が準備を進めます。

②呼びかけ文

憲法 9 条京都の会準備会で、結成の呼びかけ文を作成します。

③呼びかけ人

2 0 0 7 年 5 月 3 日憲法施行 6 0 周年のつどいの呼びかけ人 3 6 氏にもう少し広範な人たちを加えて呼びかけ人になっていただき、憲法 9 条京都の会の結成を呼びかけてもらいます。
呼びかけ人には、憲法 9 条京都の会の結成呼びかけ人として公表することを了承していただきます。
また、できるだけ会員にもなっていただきます。

④発足の時期

2 0 0 8 年 3 月頃